

令和8年度 第1回

久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日時: 令和8年8月24日(月)13時30分

場所: 久留米商工会議所 5階大ホール

報告事項

- (1) 令和8年度久留米市国民健康保険運営協議会での主な協議事項
- (2) 久留米市国民健康保険事業の現状
 - ①国民健康保険制度の仕組み
 - ②被保険者の現状
 - ③保険料の現状
 - ④医療費の現状
 - ⑤医療費適正化の取組み
- (3) 令和7年度久留米市国民健康保険事業特別会計決算（見込み）
- (4) 令和8年度久留米市国民健康保険事業特別会計予算
- (5) 久留米市国民健康保険事業特別会計の財政状況
- (6) 高額療養費制度の見直しについて
- (7) 久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュール

（１）令和８年度久留米市国民健康保険運営協議会での 主な協議事項

(1) 令和 8 年度久留米市国民健康保険運営協議会での主な協議事項

①保険料率について

財政状況等を参考として、「令和 9 年度の保険料率」に対して
ご意見をいただきたい

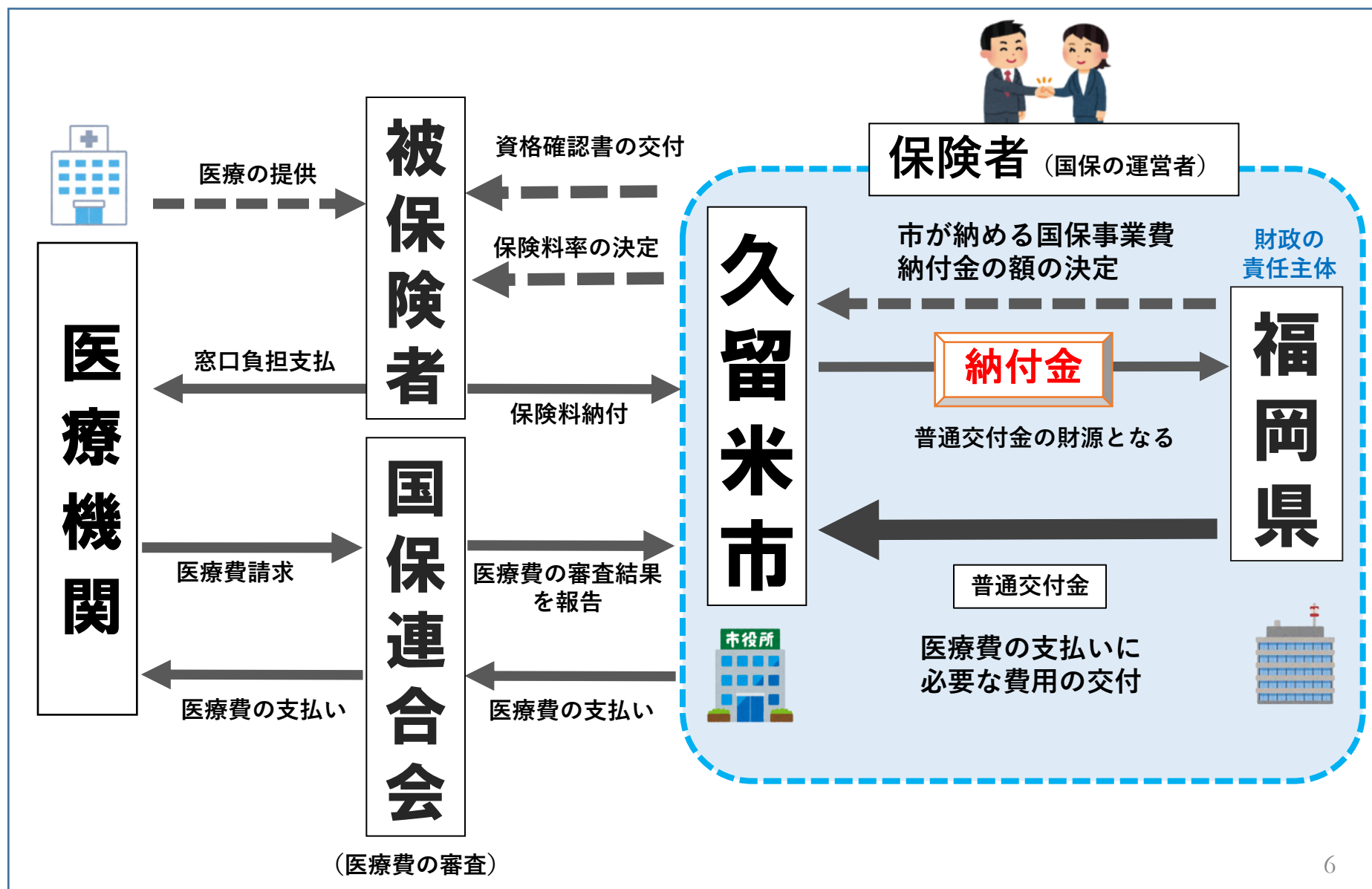
②国民健康保険事業について

医療費の適正化等の取組みについて、様々な視点からご意見を
いただきたい

（２）久留米市国民健康保険事業の現状

- ①国民健康保険制度の仕組み**
- ②被保険者の現状**
- ③保険料の現状**
- ④医療費の現状**
- ⑤医療費適正化の取組み**

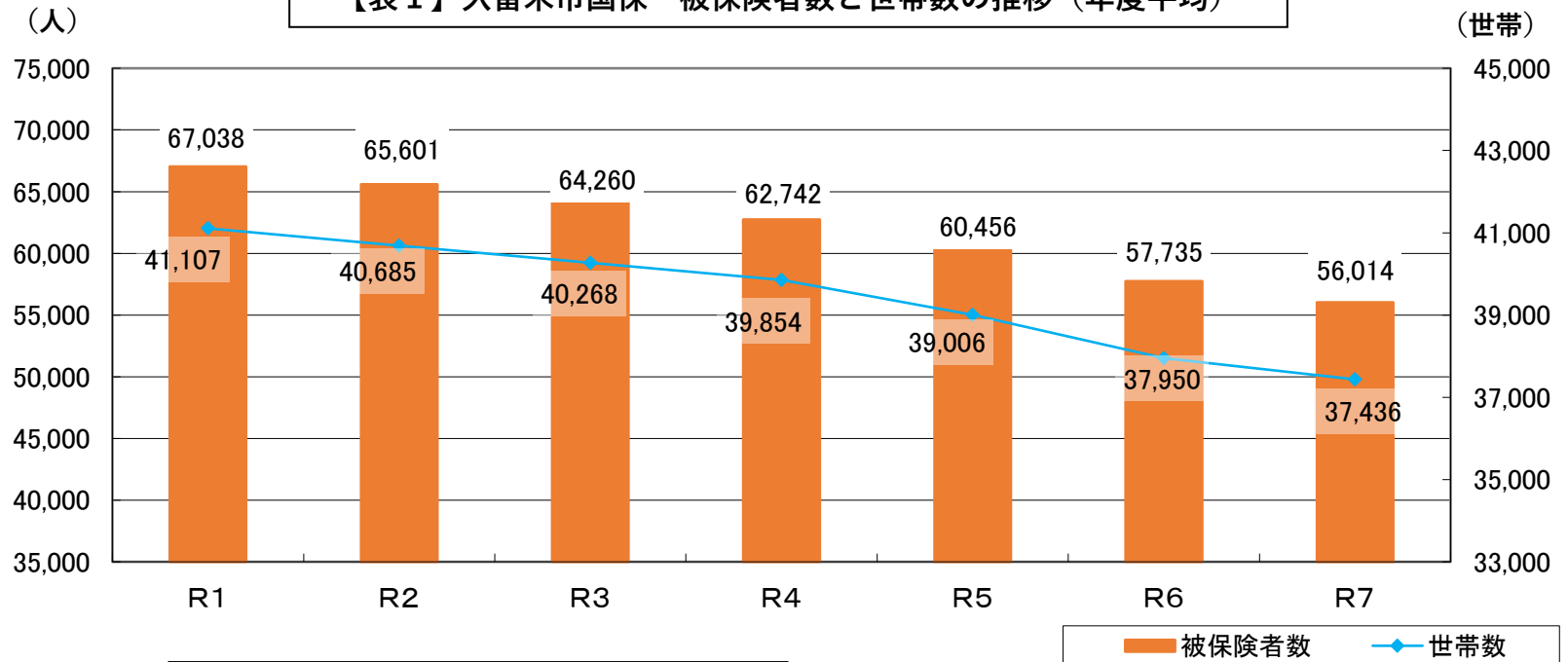
①国民健康保険制度の仕組み



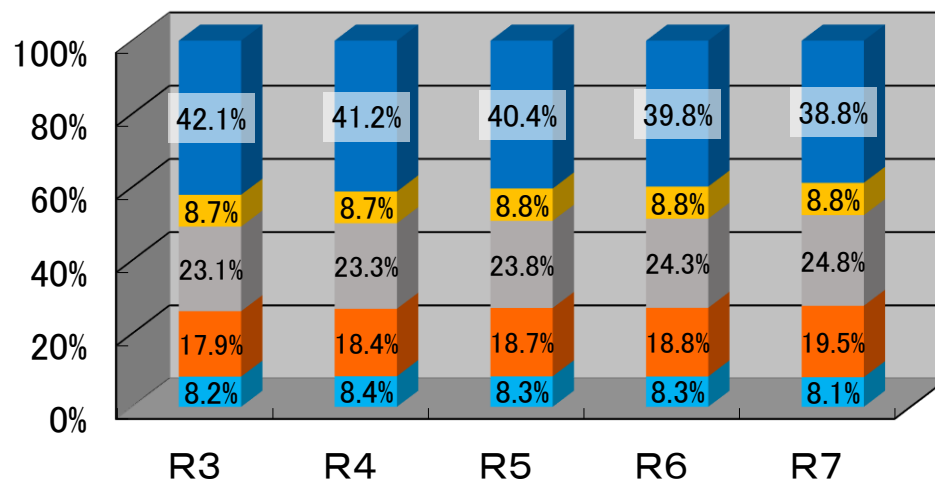
(2) 久留米市国民健康保険事業の現状

②被保険者の現状

【表 1】 久留米市国保 被保険者数と世帯数の推移（年度平均）



【表 2】 被保険者数の年齢構成の推移



- ・ 被保険者数・世帯数ともに年々減少している。【表 1】
- ・ 65～74歳の割合が約39%で最も高い。【表 2】

■ 65～74歳
■ 60～64歳
■ 40～59歳
■ 15～39歳
■ 0～14歳

(2) 久留米市国民健康保険事業の現状

③保険料の現状（料率・賦課限度額）

	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	9. 3 7 %	2. 6 6 %	2. 1 1 %	0. 2 8 %
均等割	2 7, 2 0 0 円	7, 5 0 0 円	1 4, 7 0 0 円	1, 1 0 0 円
平等割	2 2, 2 0 0 円	6, 4 0 0 円	—	1, 1 0 0 円
賦課 限度額	6 7 万円 (6 6 万円)	2 6 万円 (2 6 万円)	1 7 万円 (1 7 万円)	3 万円 (—)

※（ ）は、令和7年度の金額

※子ども・子育て支援金分の均等割は、子ども（18歳になる年度まで）は全額軽減

- ・ 令和8年度から子ども・子育て支援金分を新たに追加
- ・ 医療、後期、介護分の保険料率は、令和7年度から変更なし
- ・ 賦課限度額の合計は、109万円から113万円に増加

(2) 久留米市国民健康保険事業の現状

③保険料の現状（他保険者との比較）

モデル世帯保険料

所得が120万円で40歳代の夫婦と小学生の
子どもが2人いる世帯

この場合の
久留米市の保険料
207,100円

令和7年度保険料 中核市比較

順位	自治体名	保険料
1	A 他6市	246,300円
8	B	241,400円
9	C	223,900円
}		
27	久留米市	207,100円
28	D	206,500円
}		
61	E	170,800円
62	F	167,100円

平均205,602円

令和7年度保険料 県内比較

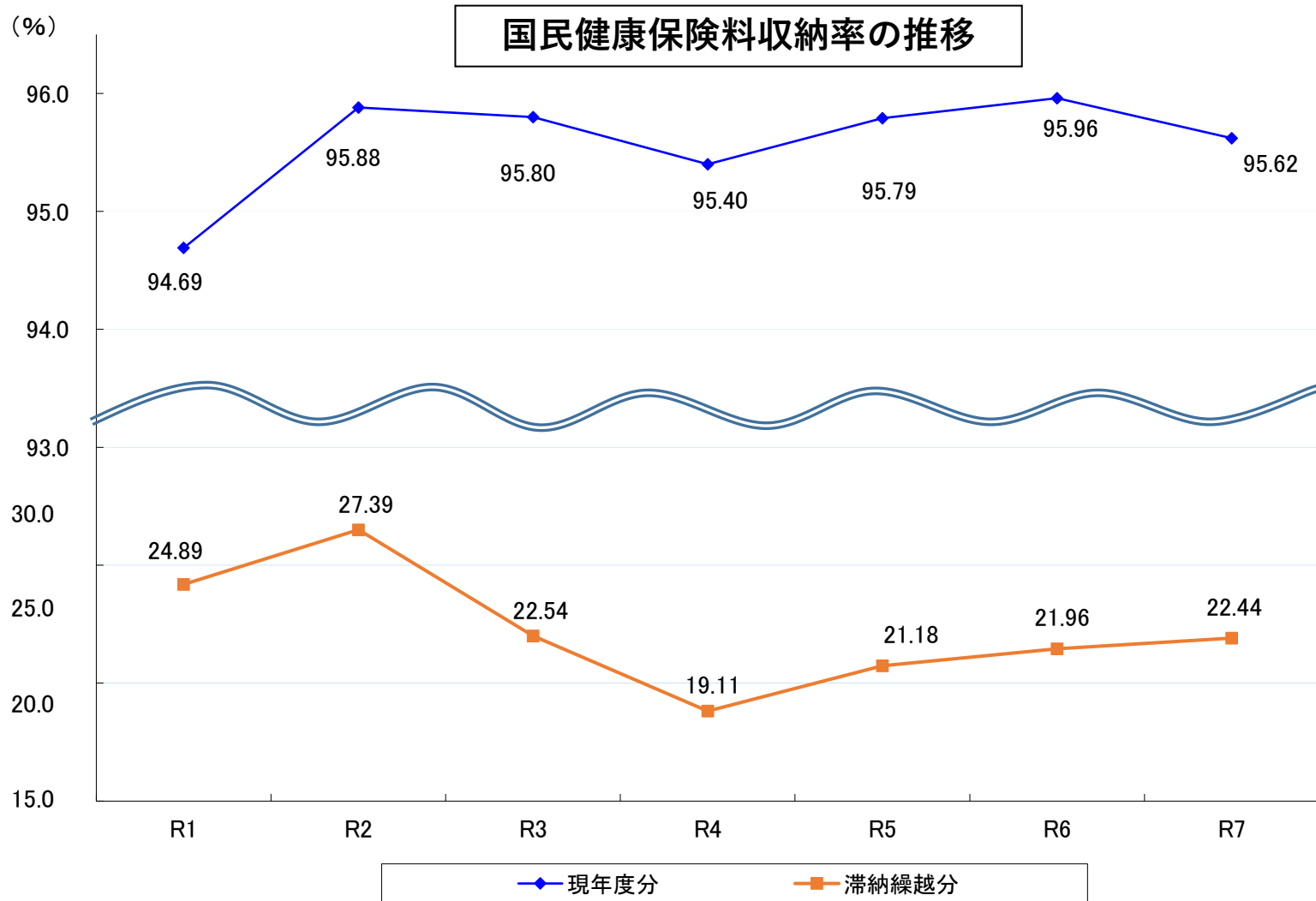
順位	自治体名	保険料
1	A	230,700円
2	B	224,400円
3	C	219,600円
}		
25	久留米市	207,100円
26	D	206,700円
}		
59	E	167,500円
60	F	166,300円

平均201,110円

中核市の平均を約0.1万円、県内の平均を約0.6万円上回っている。

(2) 久留米市国民健康保険事業の現状

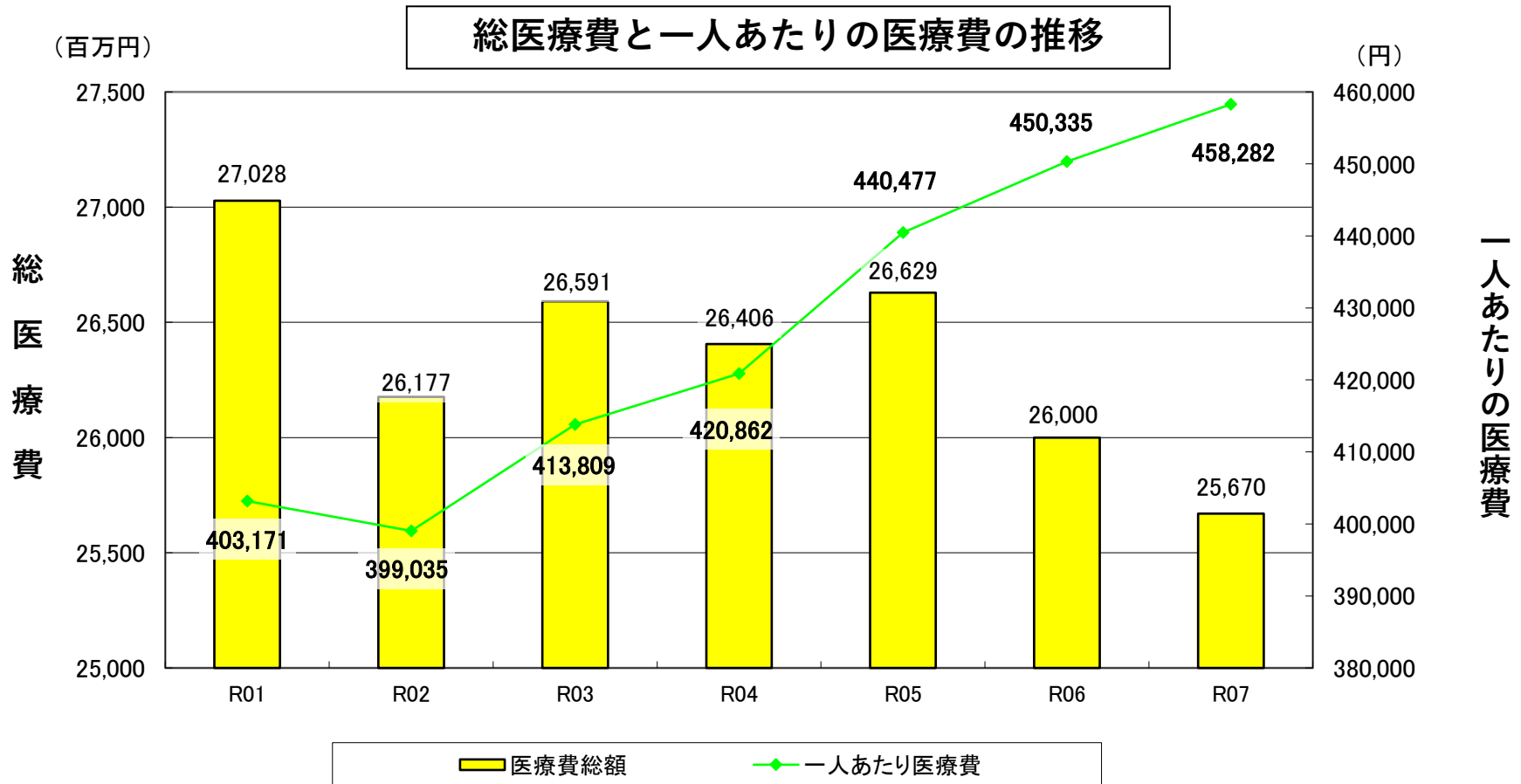
③保険料の現状（収納率）



・ 現年度分収納率は95%を超え、引き続き高い水準を維持している。

(2) 久留米市国民健康保険事業の現状

④医療費の現状（総医療費・一人あたり）



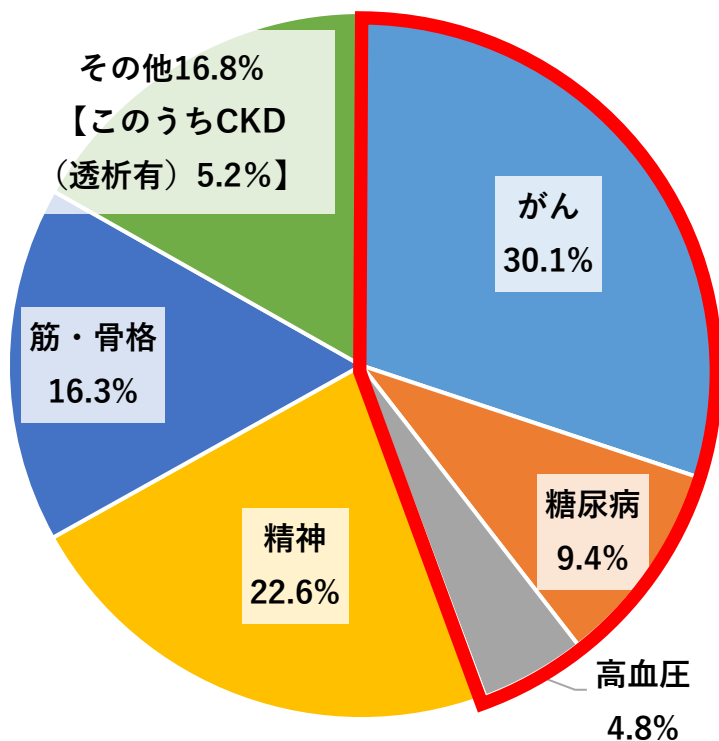
- ・総医療費は、年度ごとの増減はあるものの、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にある。
- ・被保険者の高齢化や医療の高度化等により一人あたりの医療費は増加傾向にある。

(2) 久留米市国民健康保険事業の現状

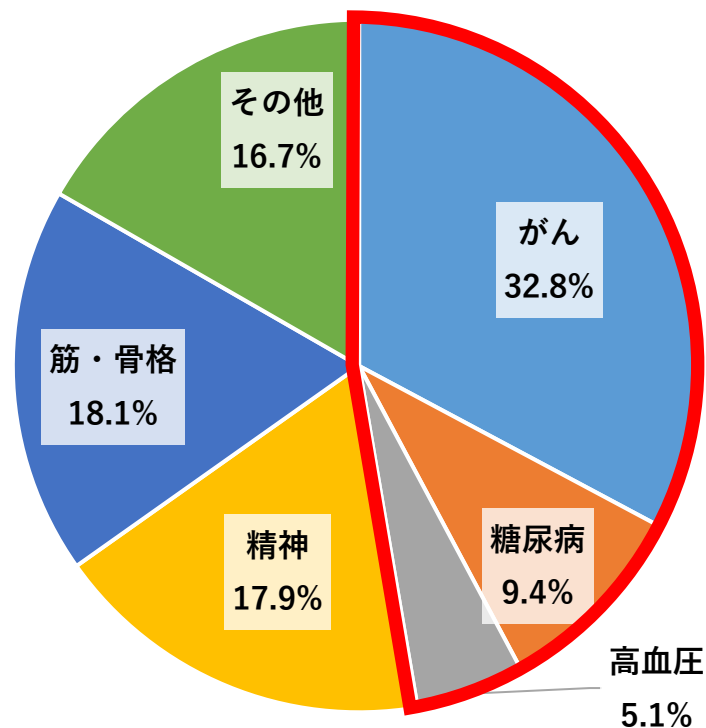
④医療費の現状（疾病別）

疾病別医療費の割合（令和7年度累計）

久留米市



福岡県



□ は生活習慣病

久留米市国保の疾病別医療費の割合は「がん、糖尿病、高血圧」など生活習慣病の割合が4割以上を占める。

⑤医療費適正化の取組み

給付の適正化

ジェネリック医薬品の普及促進

- ・ジェネリック医薬品差額通知の送付
- ・ジェネリック医薬品希望シールの配布

医療費通知

- ・医療費を記載したハガキを世帯ごとに送付（年6回）

レセプト点検

- ・レセプトの再点検、返戻や過誤処理

訪問健康相談事業

- ・保健師が重複・多剤投与を受けている被保険者宅を訪問し適正な受診のための助言や生活指導を実施

柔道整復療養費

- ・多部位・長期・頻回受診がある被保険者について患者調査を実施

第三者行為求償

- ・国保の被保険者が交通事故や傷害によってケガをし、病院を受診した際の第三者（加害者）への求償

保健事業

法定事業

- ・ 特定健康診査
- ・ 特定保健指導

市独自事業

- ・ 早期介入保健指導
- ・ 糖尿病予防対策
- ・ CKD(慢性腎臓病)対策

⑤医療費適正化の取組み（主な取組みの実績）

○ジェネリック医薬品の普及促進

年度	R5	R6	R7
ジェネリック医薬品普及率	84.8%	86.7%	90.8%
(参考) 国・県普及率	国：81.9% 県：82.9%	国：84.2% 県：85.0%	国：89.3% 県：89.7%

※普及率は、各年9月時点の数量ベースの普及率。

○レセプト点検

年度	R5	R6	R7
点検効果額	206,633千円	209,656千円	297,362千円

※効果額は、レセプト点検により医療費審査機関にレセプトの再審査を申し出、同審査の結果、減額となった医療費。R7は記号番号変換による返戻の増に伴い増加。

○保健事業（市独自分）

糖尿病予防対策

特定健診結果やレセプトなどに基づき、糖尿病疑いの方や治療中断した方などを対象として、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施した。

CKD（慢性腎臓病）対策

特定健診の結果、CKD疑いの方を対象として、医療機関での2次検査の勧奨や保健指導を実施した。また、実施の際に専門医へ助言を求めるなど早期治療のための体制構築に努めた。

**(3) 令和7年度
久留米市国民健康保険事業
特別会計決算（見込み）**

(3) 令和7年度久留米市国民健康保険事業特別会計決算（見込み）

歳 入 (億円)			
項 目	予算額(A)	決算見込額 (B)	(B)－(A)
保険料	56.1	58.8	2.7
国庫支出金	0.02	0.02	0.0
県支出金	232.4	228.1	▲4.3
①普通交付金	226.1	219.3	▲6.8
②特別交付金	6.3	8.8	2.5
一般会計繰入金	33.2	30.2	▲3.0
法 定	31.5	29.3	▲2.2
法定外	1.7	0.9	▲0.8
基金繰入金	2.7	0.0	▲2.7
繰越金	0.0	3.9	3.9
その他	1.48	0.68	▲0.8
合 計	325.9	321.7	▲4.2

歳 出 (億円)			
項 目	予算額(C)	決算見込額 (D)	(D)－(C)
総務費	8.4	7.7	▲0.7
うち、基金積立金	0.0	0.2	0.2
保険給付費	228.8	219.3	▲9.5
国保事業費 納付金	84.9	84.9	0.0
保健事業	2.8	2.1	▲0.7
その他	1.0	3.8	2.8
合 計	325.9	317.8	▲8.1
基金残高		11.6億円	

(3) 令和7年度久留米市国民健康保険事業特別会計決算（見込み）

令和7年度国保特別会計の収支について

歳 入	3 2 1 . 7 億円
歳 出	3 1 7 . 8 億円
収支（歳入 — 歳出）	3 . 9 億円
単年度収支	0 . 2 億円

- ・ 令和7年度と令和6年度の累積収支の差引きにより、単年度収支（0 . 2 億円）を算出。
- ・ 収支3 . 9 億円のうち、1 . 9 億円は県普通交付金等の超過交付分のため、令和8年度に返還予定。

**(4) 令和8年度
久留米市国民健康保険事業
特別会計予算**

(4) 令和8年度久留米市国民健康保険事業特別会計予算

歳 入 (億円)			
項 目	7年度予算 (A)	8年度予算 (B)	(B)－(A)
保険料	56.1	58.1	2.0
国庫支出金	0.02	0.02	0.00
県支出金	232.4	234.7	2.3
①普通交付金	226.1	226.4	0.3
②特別交付金	6.3	8.3	2.0
一般会計繰入金	33.2	31.3	▲1.9
法 定	31.5	29.5	▲2.0
法定外	1.7	1.8	0.1
基金繰入金	2.7	0.5	▲2.2
繰越金	0.0	0.0	0.0
その他	1.48	1.08	▲0.4
合 計	325.9	325.7	▲0.2

歳 出 (億円)			
項 目	7年度予算 (C)	8年度予算 (D)	(D)－(C)
総務費	8.4	7.8	▲0.6
保険給付費	228.8	228.4	▲0.4
国保事業費 納付金	84.9	85.8	0.9
保健事業	2.8	2.7	▲0.1
その他	1.0	1.0	0.0
合 計	325.9	325.7	▲0.2

令和8年度予算額 325.7億円

①歳出予算のポイント

○総務費

システム標準化の完了により減少。

○保険給付費

被保険者の減少により、保険給付費の総額は減少すると見込んでいる。

※保険給付費は普通交付金として県から交付される。

○国民健康保険事業費納付金

医療水準や所得水準に応じて、市町村が県に納付するもの。子ども・子育て支援金分の加算により増加。

○保健事業費

①特定健康診査事業費

②CKD（慢性腎臓病）対策事業費ほか

歳 出 (億円)			
項 目	7年度予算 (C)	8年度予算 (D)	(D)－(C)
総務費	8.4	7.8	▲0.6
保険給付費	228.8	228.4	▲0.4
国保事業費 納付金	84.9	85.8	0.9
保健事業	2.8	2.7	▲0.1
その他	1.0	1.0	0.0
合 計	325.9	325.7	▲0.2

(4) 令和8年度久留米市国民健康保険事業特別会計予算

②歳入予算のポイント

○保険料

○県支出金

【普通交付金】

保険給付費に必要な費用が県から交付される。

【特別交付金】

特定非常災害時の保険料減免や市町村が実施している保健事業等を支援するために、国から交付されるもの。（保険者努力支援分など）

○一般会計繰入金

【法定分】

- ・ 保険基盤安定負担金分
- ・ 産前産後保険料免除分
- ・ 子どもの均等割保険料軽減分
- ・ 財政安定化支援事業分
- ・ 事務費

【法定外】

- ・ 保険料減免分
- ・ 福祉医療波及分
- ・ 非自発的失業者軽減分

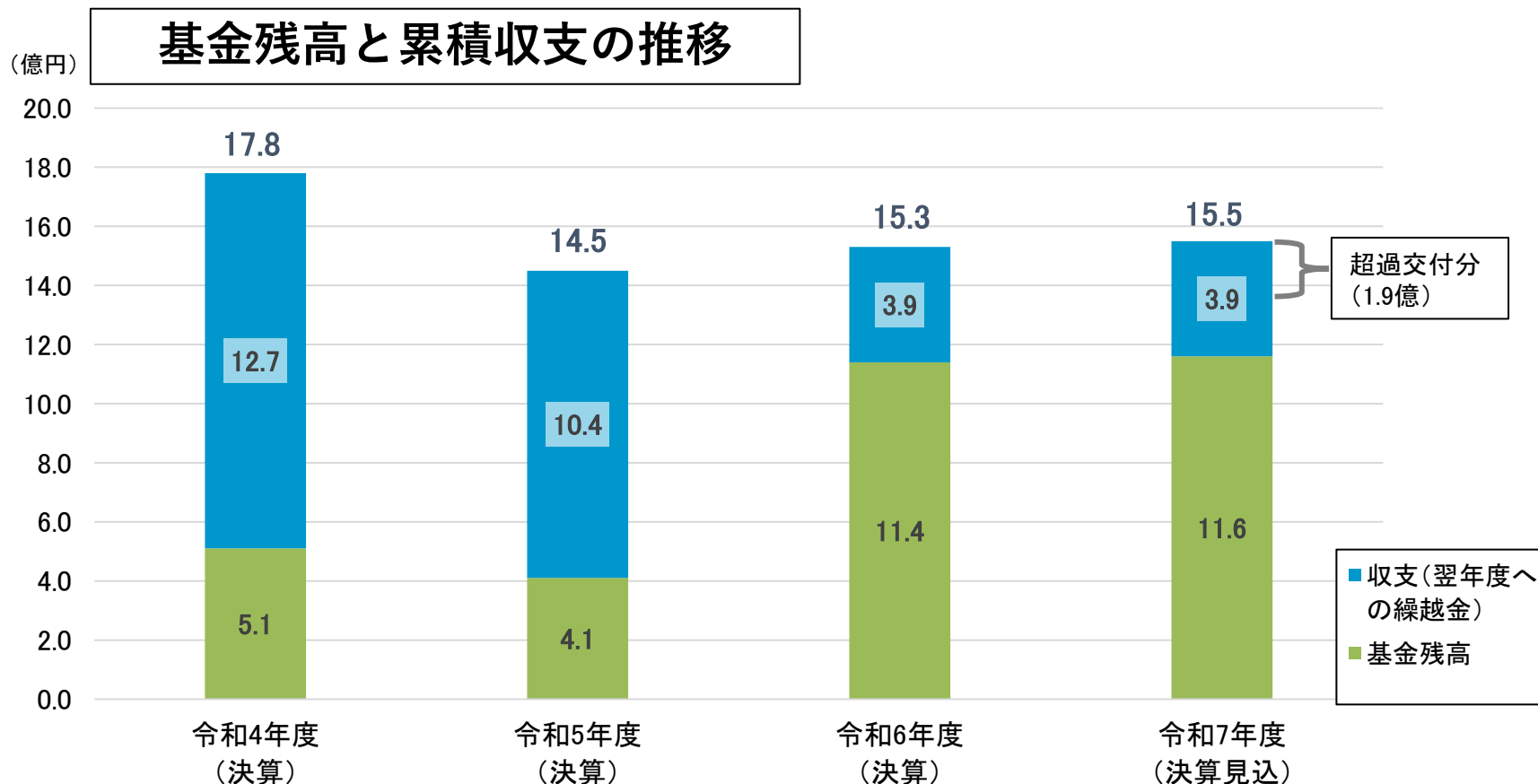
○基金繰入金

歳入不足を補填

歳 入 (億円)			
項 目	7年度予算 (A)	8年度予算 (B)	(B)－(A)
保険料	56.1	58.1	2.0
国庫支出金	0.02	0.02	0.00
県支出金	232.4	234.7	2.3
①普通交付金	226.1	226.4	0.3
②特別交付金	6.3	8.3	2.0
一般会計繰入金	33.2	31.3	▲1.9
法 定	31.5	29.5	▲2.0
法定外	1.7	1.8	0.1
基金繰入金	2.7	0.5	▲2.2
繰越金	0.0	0.0	0.0
その他	1.48	1.08	▲0.4
合 計	325.9	325.7	▲0.2

（５）久留米市国民健康保険事業特別会計 の財政状況

(5) 久留米市国民健康保険事業特別会計の財政状況



- 基金を含む累積収支は、令和4年度からの3年間で2.3億円の減少。
- 令和7年度の収支のうち、約1.9億円は令和8年度に国・県へ返還する普通交付金等の超過交付分。
- 令和6年度の基金残高増は、収支を明確にするために剰余金(9.5億円)を積み立てたもの。

（６）高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度の見直しについて

高額療養費制度とは

医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度。

国は、令和8年8月から制度改正。

【理由】

高齢化の進展や医療の高度化により、高額療養費が年々増加していることに対応し、高額療養費制度を将来にわたり維持するため。

【概要】

- ・ 1ヶ月あたりの自己負担限度額を引き上げ（一部据え置き）。
- ・ 多数回該当（※）の上限額は据え置き。
- ・ 年間上限額を新設し、長期治療が必要な方の負担に配慮。
- ・ 令和8年度と令和9年度の2段階に分けて段階的に実施。

※多数回該当とは、過去12ヶ月に高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降の限度額を引き下げる制度。

(6) 高額療養費制度の見直しについて

令和8年8月から令和9年7月までの上限額（概要）

区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 （世帯ごと）＜多数回該当＞		入院＋外来 【年間上限】 （世帯ごと）	外来（個人ごと） 70歳以上のみ	
70歳未満	70歳以上		改正前	改正後		改正前	改正後
ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	252,600円＋1% 〈140,100円〉	270,300円＋1% 〈140,100円〉	168万円	—	—
イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	167,400円＋1% 〈93,000円〉	179,100円＋1% 〈93,000円〉	111万円	—	—
ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	80,100円＋1% 〈44,400円〉	85,800円＋1% 〈44,400円〉	53万円	—	—
エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	57,600円 〈44,400円〉	61,500円 〈44,400円（※1）〉	53万円 （※2）	月額1.8万円 年間14.4万円	月額2.2万円 年間21.6万円
オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	35,400円 〈24,600円〉	36,900円 〈24,600円〉	29万円	—	—
—	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	24,600円 〈24,600円〉	25,700円 〈24,600円〉	29万円	月額0.8万円	月額1.1万円 年間9.6万円
—	住民税非課税Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約80万円以下など） 【70歳以上】	15,000円	15,700円	18万円	月額0.8万円	月額0.8万円

※1 年収約200万未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400円→34,500円）。

※2 年収約200万未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

**(7) 久留米市
国民健康保険運営協議会の
今後のスケジュール**

(7) 久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
国保運営協議会	第1回				第2回	第3回	
	・令和7年度国保特会決算見込み ・令和8年度国保特会予算				・令和8年度国保特会決算見込み ・令和9年度納付金仮算定結果の報告	・令和8年度国保特会決算見込み ・令和9年度納付金本算定結果の報告 ・令和9年度財政推計	・答申
久留米市						・確定した納付金による保険料率の算定 ・財政推計	・諮問
福岡県				・仮納付金の提示 (県から市町村へ)		【1月】 ・確定した納付金の提示	